

認可証

医療協力権の付与

当院は、貴社との医療ツーリズム契約に基づき、貴社に対して下記の活動を行うことを認めます。

認可の範囲

海外患者に対して実施する当院の医療サービス（健康診断、各種治療、がん免疫療法、美容医療、審美歯科、その他医療サービス等）について、医療ツーリズム契約第7条各項に定める宣材等を用いて宣伝広告等の集客活動を行うこと。/

有効期間

2025年9月1日から

2026年8月31日まで

別紙医療ツーリズム契約第11条に従い自動更新されるものとする。

その他の条件

別紙医療ツーリズム契約に定めるとおり

医療ツーリズム契約及び本認可証に基づき、【創栄通商株式会社】は上記の行為を行うことができるものとします。

大阪府大阪市北区南扇町4-14

医療法人 医誠会理事長

谷 幸治



医療法人医誠会

Medical Corporation GEIKAI®